

小山広域保健衛生組合廃棄物減量化対策推進検討会設置要綱

令和3年2月25日

規程第22号

（設置）

第1条 小山広域保健衛生組合（以下「組合」とする。）内管内の廃棄物減量に関して、広く住民の意見を反映させた施策等の検討をするため、小山広域保健衛生組合廃棄物減量化推進検討会（以下「検討会」とする。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次に掲げる事項について審議し、提言するものとする。

- (1) 一般廃棄物処理の基本方針に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化、資源化及びその適正処理の推進に関すること。
- (3) その他一般廃棄物処理に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から管理者が委嘱する。

- (1) 組合議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 各種関係団体の代表者
- (4) その他管理者が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

（会長の職務等）

第6条 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（検討会の会議）

第7条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の協議の上で決する。

4 検討会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第8条 検討会の会議は、公開する。

2 前項の規定に定める公開の方法は、検討会の会議録及び資料を組合ホームページに掲載することにより行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、小山広域保健衛生組合情報公開条例（平成17年2月25日条例第1号）により準用する、小山市情報公開条例（昭和62年3月12日条例第1号）第9条各号に掲げる情報が含まれると認められる事項については、公開しないものとする。

（会議の傍聴）

第9条 検討会は、公開する会議において、一定の傍聴人を認めるものとする。

2 前項の規定に定める傍聴人は10人までとする。

3 傍聴人は、会議の適切な運営に協力するものとし、会議の妨害や、他の者に迷惑になる行為をした場合は、会議から退去させるものとする。

4 会議の詳細及び傍聴に関する周知は、組合ホームページにて行う。

5 第1項の規程にかかわらず、社会情勢等を考慮し、傍聴を認めることが適切でないと判断される場合は傍聴を中止するものとする。

6 前項の規定による傍聴の中止は、委員の過半数の承認により決定するものとする。

（庶務）

第10条 検討会の庶務は、小山広域保健衛生組合建設政策課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年 月 日から施行する。